

報告第 9 号

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率について、次のように報告します。

令和 8 年 9 月 7 日

嘉島町長 鍋田 平

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位 : %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	10.9 (25.0)	67.7 (350.0)

備考
() 内は早期健全化基準

嘉 監 第 21 号
令和 8 年 8 月 17 日

嘉島町長 鍋 田 平 様

嘉島町監査委員 蜂 屋 誠
嘉島町監査委員 増 岡 司

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条（健全化判断比率の公表等）の規定に基づき、令和 8 年 7 月 27 日付け、嘉総第 1126 号で審査に付されたこのことについて、別添のとおり意見書を提出します。

令和7年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認める。

記

(単位：％)

健全化判断比率	令和7年度	令和6年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	15.00
②連結実質赤字比率	—	—	20.00
③実質公債費比率	10.9	10.9	25.00
④将来負担比率	67.7	61.1	350.00

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については黒字である場合、また将来負担比率については負数である場合には、「－」表示する。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和7年度の実質赤字比率は、△1.65％となっており、早期健全化基準の15.00％と比較するとこれを下回っており問題はない。

②連結実質赤字比率について

令和7年度の連結実質赤字比率は、△8.36％となっており、早期健全化基準の20.00％と比較するとこれを下回っており問題はない。

③実質公債費比率について

令和7年度の実質公債費比率は10.9％となっており、早期健全化基準の25.00％と比較するとこれを下回っており問題はない。

④将来負担比率について

令和7年度の将来負担比率は67.7％となっており、早期健全化基準の350.00％と比較するとこれを下回っており問題はない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。